

2020年3月5日

Japan tax alert

EY税理士法人

OECD、BEPS 2.0の詳細 および「第1の柱」と「第2の柱」 の課題を特定する文書を公表

EYグローバル・タックス・アラート ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

エグゼクティブサマリー

2020年1月31日、経済協力開発機構(OECD)は、BEPSに関する包摂的枠組みによる「経済の電子化に伴う課税上の課題に対する2本柱アプローチに関する声明」(以下、「[本声明](#)」)を発表しました。本声明によると、包摂的枠組みのメンバー(現在137の国地域)は、2020年末までに新しい国際課税ルールについて合意に達するという公約を再認識しました。

声明には付属書が添付され、ネクサスおよび利益配分改定ルールに関する基本設計の概要、第1の柱に関する改定作業計画、新しいグローバル・ミニマム・タックス・ルールに関する第2の柱の最新の進捗状況がより詳細に述べられています。第1の柱に関しては、コンセンサスに基づく解決策の策定に向けた継続的交渉の基盤として統合的アプローチが承認されました。第2の柱に関しては、満足できる進展が達成された旨が示されています。

両方の柱に関して、付属書には提案されたアプローチに関する新規事項の詳細が含まれており、検討中の主要課題と今後数カ月でさらに作業が行われる領域を特定しています。

詳細解説

声明

OECDが2020年1月31日に公表した声明とその詳細が記載されている付属書では、137の国地域が参加する包摂的枠組みの本会議で、経済の電子化に伴う課税上の課題に取り組むための2つの柱を推進する計画についてどのような合意に至ったかが反映された内容となっています。本声明では、2020年末までに包摂的枠組みのメンバー間において解決策のコンセンサスを形成するという公約を再認識したとしています。この目的達成のために、政治的な合意を形成するための基盤となる解決策の主要な政策的特徴について、次回2020年7月初旬の会議で合意を目指すとしています。

また、新たな課税根拠および利益配分改定ルールに関する第1の柱において、解決策のコンセンサス形成にむけた交渉のベースとなる統合的アプローチが承認されています。この点で、本声明は、税の確実性を向上させ、複雑さを最小限に抑えるためには、新しいルールが必要であると強調しています。また、実行可能なルールを策定するためには技術的な課題があり、次のような各国間の重大な政策の違いを解決する必要があると指摘しています。

- ▶ 2019年12月3日に米国のムニューシン財務長官がOECDのグリア事務局長宛の書簡で伝えた「セーフハーバー」基準による第1の柱の実施に関する提案に対して、包摂的枠組みメンバーの多くが表明した懸念
- ▶ 紛争の防止・解決メカニズムが拘束力を持つこと、およびAmount Cにおける紛争解決メカニズムの範囲
- ▶ Amount A(特別に市場国に配分される利益)につき、対象となる事業間のデジタル化の度合いを考慮した重みづけをすべき(digital differentiation)という、一部メンバーからなされた提案
- ▶ Amount Aの計算と配分につき、地理的な要素を考慮すべきという、一部メンバーからなされた提案
- ▶ デジタルサービス税の継続的な適用について一部のメンバーと企業が表明した懸念

本声明では、新しいグローバル・ミニマム・タックス・ルールに関する第2の柱におけるルールの技術設計に関して、今日までに満足いく重要な進展が成し遂げられたとしています。今後さらに多くの作業が必要であるとも指摘しています。

また声明は、第1の柱と第2の柱の経済分析と影響評価に関して作業の進捗状況を示しています。

声明に添付された付属書には、2つの柱に関する作業についてより詳細な検討事項が記載されています。

- ▶ 付属書1には、第1の柱の統合的アプローチの基本設計の概要が記載されています(以下、「第1の柱」)。第1の柱にはさらに2つの付属書があります。
 - ▶ 付属書Aは、第1の柱の課題に対するコンセンサスに基づく解決策を策定するための作業プログラム(以下、「第1の柱改定作業プログラム」)であり、2019年5月に採択された従来のOECD作業計画に替わるもの
 - ▶ 付属書Bは、利得Aの影響を受ける企業グループの分類を判定するフローチャート
- ▶ 付属書2は、第2の柱に関する進捗ノート(以下、「第2の柱進捗ノート」)です。

第1の柱

第1の柱では、今後の交渉の基盤となる統合的アプローチの詳細を説明しています。このアプローチは、利害関係者からの意見を募るため2019年10月9日に公表され¹、同年11月21日から22日にOECD主催のパブリックコンサルテーションで議論された²、OECD事務局提案の第1の柱における「統合的アプローチ」を基に策定されました。

重要な点は、第1の柱の合意には、新しいルールを実施するだけでなく、「同時に関連する一方的な行動を撤回する」という包摂的枠組みメンバーによる公約が求められるとされたことです。

第1の柱では、統合的アプローチに含まれる次の3つの要素について説明しています。

- ▶ Amount A - 物理的拠点に依存しない新たな課税根拠を使用し、定式的アプローチに基づいて市場国に配分されるみなし残余利益
- ▶ Amount B - 国地域で行われる一定の基本的な販売及びマーケティング機能について独立企業原則に基づいて算定される固定リターン。Amount Bは、現行ルールでのネクサスを必要とする
- ▶ Amount C - 国地域における機能が、Amount Bを対価とする基本的活動を超越する場合の追加リターン。Amount B同様、Amount Cは現行ルールでの課税根拠を必要とし、紛争の防止・解決のメカニズムが伴う

第1の柱で取り上げられている重要なポイントを以下に示します。

新たな課税根拠

対象事業

Amount Aの新しい課税権について、第1の柱では、対象範囲とされる事業に2つのカテゴリーを設けています。1つ目のカテゴリーは、複数の国地域の多数の顧客またはユーザーに対し標準化された基準で大規模デジタルビジネスを提供することで収入を生み出す事業です。これには、次のものが含まれますが、これらに限定されません。

- ▶ オンライン検索エンジン
- ▶ ソーシャル・メディア・プラットフォーム - 企業または消費者のどちらかが利用するかに関係なく、オンライン市場の運営を含むオンライン仲介プラットフォーム
- ▶ デジタル・コンテンツ・ストリーミング
- ▶ オンラインゲーム
- ▶ クラウド・コンピューティング・サービス
- ▶ オンライン広告サービス

2番目のカテゴリーは、一般消費者(商業上または職業上の目的ではなく、個人使用のためにそれらを購入する個人)向けの物品やサービスの提供から収入を生み出す消費者向けビジネスです。このカテゴリーは、第三者である再販業者または経常的な役割を果たす仲介者を介して消費財を間接的に販売する事業も対象とし、商標登録された消費財のライセンス権から収入を得る事業や、消費者ブランドと商業ノウハウのライセンスを通じて収入を得る事業も対象にしようとするものです。消費者に販売される完成品に組み込まれている中間製品およびコンポーネントを販売する事業は基本的に対象外とされています。

2番目のカテゴリーには、次のものが含まれますが、これらに限定されません。

- ▶ パーソナルコンピューター製品(ソフトウェア、家電、携帯電話など)
- ▶ 衣服、トイレタリー、化粧品、高級品
- ▶ ブランド食品および軽食
- ▶ レストランおよびホテル業界に係るライセンス契約などのフランチャイズモデル
- ▶ 自動車

第1の柱は、これらのカテゴリーの定義について、さらなる作業が必要であるとしています。

鉱業及びその他の天然資源やコモディティの生産者や販売者は例えそれらの天然資源が消費者向け製品となったとしても、消費者向けビジネスの範囲には含まないことが考慮すべき要素として挙げられています。また、金融機関の活動(保険を含む)のほとんどは消費者でない顧客に対して行われるため対象事業の範囲外となるほか、リテールバンキングや保険など消費者向けのビジネスラインであっても、健全性規則や市場国における預金者保護の観点から設計された許認可要件の影響を踏まえると、消費者向けビジネスから除外すべきという説得力のある事由が存在すると述べています。ただし、特に規制を受けないデジタルピアツーピア融資プラットフォームなど、特別考慮しなければならない金融サービスについて検討する必要があるとしています。

第1の柱では、ほぼすべての二国間租税条約が、国際輸送における船舶および航空機の運航による利益に対し独占的な居住国の課税権を規定しているため、新しい課税権の範囲に航空会社および海運業を含めることは不適切であると指摘しています。

実用的かつ検証可能なものとして、新しい課税権において事業ラインのセグメント分けを行うためにはさらなる作業が必要になると認識しています。

新しい課税根拠 - 閾値

コンプライアンスと管理の負担が意図した利益に見合うものであるようにするため、第1の柱についての概要では、新しい課税根拠が次のような閾値で運用されるとしています。

- ▶ 新しい課税根拠の対象は、国別報告書における閾値7億5,000万ユーロなど、一定の総収入の閾値を超える企業グループに限定
- ▶ 対象範囲となる収入の累計が一定の閾値を下回る場合には、除外を検討
- ▶ また新たな課税根拠に基づいて配分される総利益が一定の最小値に満たない場合には、さらに除外を検討

第1の柱は、対象となる企業グループについて、市場国と重要かつ持続的に関与しているかどうかの指標に基づいて「新たな」課税根拠が創出されると述べています。何年にもわたってその国地域内で対象となる収入が発生しているような場合は、このような関与の第一の証左となります。これに関して、収入の閾値は個別の市場規模に基づいて設定しますが、全てに適用される収入の最小値も定められます。対象となるのが大規模デジタルビジネスの場合、課税根拠に必要なテストは収入の閾値のみです。対象となる他の活動については、収入の閾値を超えるだけで課税根拠が創出されることはありません。

せん。課税根拠には市場との持続的な相互作用が求められます。課税根拠を認識するために使用する、追加または「プラス」することのできる要素についてさらに対応が必要です。

この規則は、現行の課税根拠ルールへの波及効果を回避するように設計されているため、新たな課税根拠にのみ適用されます。そのため、他の税金やその他の非課税の文脈で課税根拠を認識する際の基準としては使用することはできません。

また、課税根拠を判断する収入の閾値を適用し利益を配分することを目的として、どの市場国が収入の源泉と見なされるかを決定するための明確かつ管理可能なルールを設計する追加作業も行われます。

Amount Aの算定 - 課税ベース

Amount Aでは、連結グループ財務諸表から得られる利益の測定に基づき、次いで地域や事業ラインに基づくセグメンテーションを検討します。第1の柱では、この算定方法が従来の企業ごとの移転価格アプローチから逸脱していると認めています。税引前利益は、Amount Aを計算するのに適した利益の測定値とされています。また利益と損失双方を対象とし、繰越欠損金ルールが明記されています。さらに、損失ルールの設計作業では、新しいルールの導入前に発生した損失をどのように取扱うかを検討します。

Amount Aの算定に当たっては、対象となる活動のデジタル化の程度を反映するように重み付けできるように留意が必要です。今後の交渉で前述のアプローチを検討するとともに、Amount Aの金額および市場国に配分する金額について地域による差異を付けるべきか、また異なる事業ごとに市場国に配分する利益について差異付けすべきかの検討も行われます。

Amount Aの算定 - 配分キー

第1の柱では、配分キーは新たな課税根拠を創出するタイプの売上に依拠しているため、異なるビジネスモデルを参照しながら個別の収入源泉ルールを開発する必要があるとしています。第1の柱ではオンライン広告などを例示しています。オンライン広告では、収入は広告が購入された場所ではなく、閲覧された国地域を源泉とすると見なされます。

二重課税の排除

第1の柱では、従来の移転価格システムにAmount Aの算定が重複するために複雑になることや、二重課税を排除するための適切なメカニズムが必要であることを認識しています。特に、どの企業から利益を再配分すべきかを識別するアプローチの確立が必要です。管理可能で公平な二重課税回避メカニズムを確保するためにさらなる作業が行われます。

相互作用と二重計上の可能性

第1の柱概要では、二重課税排除のメカニズムが適切に機能しないAmount A/B/C間の相互作用の可能性についても検討が必要とされています。その目的は、対象となる活動のリターン計算を簡素化し、一定の販売活動の価格設定に関する紛争と不確実性を減らすことです。

Amount Aでは残余利益を反映し、Amount Bでは経常的利益を反映しているため、Amount AとBの間に重要な相互作用はないと指摘されていますが、企業グループが特定の国地域ですでに課税事業者であり、Amount AおよびCが共にその市場国に配分される場合、二重計上が発生する可能性があります。以下の関連領域で二重計上の可能性を考慮する必要があります。

- (1) 各国地域におけるマーケティング無形資産
- (2) 独立企業原則に基づく比較可能性の調整
- (3) 独立企業原則の一般的ではない解釈

第1の柱では、二重計上の可能性のあるこれらの事例についてさらに検討する必要があるものの、二重課税排除のメカニズムが適用されれば、二重計上があったとしても二重課税が発生することはないとしています。しかし、何らかの移転価格の再評価によりAmount AおよびCの相互作用が生じる場合には、それらの相互作用を特定するためにさらなる作業が行われます。

一定の基本的販売およびマーケティング活動についての固定リターン(Amount B)

第1の柱では、Amount Bは、再販を目的として関連者から物品を購入することにより「基本的な販売およびマーケティング活動」を行っている販売者が受ける対価を標準化することを目指していると述べられています。

Amount Bには、経常的(ルーティン)な機能レベルで、無形資産を保有せず、限定的なリスクしかない販売の取決めが含まれる予定です。対象範囲外の企業・活動のリストとともに、定性的および定量的要因に基づいた明確な定義によって対象となる企業と活動が示されると考えられます。

さらに、固定リターンは独立企業原則に基づいているため、さまざまな機能レベル、業界、および地域を反映する方法を見出す作業が行われますが、これは、Amount Bが機能レベル、業界、地域によって異なる可能性を示しています。

第1の柱では、この新しい利益配分ルールを実施するために条約の変更は必要ないとしています。十分な情報に基づいて実施するために必要となる重要な技術的側面を明示しています。

税の確実性:紛争の防止・解決

税の確実性は統合的アプローチの基本的な要素であり、全体的な合意に至るために不可欠であると考えられるため、第1の柱では、紛争の防止・解決メカニズムを見出そうとしています。

第1の柱は、Amount Aのすべての側面において利用可能な、新たな拘束力ある(当局による課税が行われる前)早期の紛争防止を可能とするプロセスを設けるために、革新的なアプローチを探求するという合意が形成されていることを示しています。たとえば、税の確実性を提供できる識者の代表から構成される、レビュー機能を有するパネルの活用などが考えられ、このようなパネルによるプロセスやガバナンスなどの対応が必要になります。同様に、すべての税務当局による拘束力ある合意を形成するためには、プロセスの設計における対応や、最終親会社の国地域における税務当局の役割も考慮する必要があります。

第1の柱は、適切な拘束力ある紛争解決メカニズムがAmount Aについて策定されることとしていますが、新しい紛争解決メカニズムの適用範囲に関してさまざまな立場があることや、使用できる革新的なアプローチを策定する必要があることを認めています。さらに、一部の国地域では、強制的・拘束的な仲裁の採用には国内法による障害があるため、包摂的枠組みのすべてのメンバーが採用できる代替メカニズムを検討する必要があります。

第1の柱の概要は、相互協議(MAP)を強化することも、税の確実性と紛争の防止・解決のために重要であると指摘しています。2020年のBEPS行動14のレビューのための作業計画、および多国間MAPの有効性と効率を改善するために現在進めている取組みによって対処することができるとしています。

Amount Cに関連して、第1の柱は、国内法として以下のような個別の強化策制定を検討することができるとしています。

- ▶ Amount Cに関して調整を行うことができる期間を制限する
- ▶ Amount Cに関する紛争の期間中の回収制限または一時停止

実施と管理

第1の柱では、新たなルールの実施には国内法および租税条約の変更が必要であると認めています。二国間条約の無い国地域間で適用され、二重課税排除のために締結された既存の条約の関連規定に優先して、統合的アプローチの実施に必要なすべての国際ルールをはじめとする新しい多国間条約が交渉されます。これにより、すべての国地域が、統一されたアプローチを一貫的かつほぼ同時に実施できるようになります。

さらに、第1の柱では、関連する要件の段階的な導入、および/または移行規定によって初期移行期間を定め、コンプライアンス要件を簡略化したアプローチを採用することが適切であると指摘しています。

また、コンセンサスに基づく合意には、包摂的枠組みのメンバーによる合意の形成、および合意の形成と同時に関連する一方的な行動を撤回し、将来的にそのような一方的な行動を採らないという公約を含めるべきであるとされています。これらの目標達成における合意の最低ラインを定め、その最低ラインがすべての国地域により合意されない場合に生ずる影響を特定するためにはさらなる作業を要すると考えられます。

代替となるグローバル・セーフハーバー・システムのさらなる検討

第1の柱の概要は、米国が第1の柱をセーフハーバーとして扱うとした提案に基づいて、対象となる企業グループがグローバルベースで第1の柱の対象となることに同意するような、第1の柱実施の代替アプローチを検討することとしています。第1の柱改定作業プログラムは、検討事項のリストを以下のように示しています。

- ▶ 代替となるグローバル・セーフハーバー・システムの性質を反映するために、Amount Aの適切なスコープ変更の可能性
- ▶ 代替となるセーフハーバーアプローチの運用および管理ルールの必要性
- ▶ セーフハーバーアプローチに照らして二重課税を回避する適切なメカニズム
- ▶ 特定のセーフハーバー提案における一方的な措置への影響
- ▶ 納税者および国地域への影響

第1の柱改定作業プログラム

第1の柱改定作業プログラムは、第1の柱の要素に合わせて統一したアプローチについて今後行うべき作業を11の工程に展開しています。

1. Amount Aの対象範囲
2. Amount Aに関する新たな課税根拠ルールと関連する条約の検討
3. 課税標準の算定
4. Amount Aの額
5. Amount Aにおける収入調達
6. Amount Aにおける二重課税の排除
7. Amount A、B、Cの相互作用と二重計上の潜在的リスク
8. Amount Bの特徴
9. Amount Aについての紛争の防止・解決
10. Amount BおよびCについての紛争の防止・解決
11. 実施と管理

第1の柱改定作業プログラムでは、コンセンサスに基づく解決策の主な要素について2020年7月までに合意するための取組みを継続すること、また2020年末までにコンセンサスに基づく解決策の技術的な詳細を記載した最終レポートを作成する等、タイムラインを設定しています。

この目標達成のためには、主要要素の関連性と実現可能性についての決定をサポートする作業を2020年6月には完了しなければならないとしています。それまでに完了すべき作業としては、新たな課税根拠の対象となる事業活動のカテゴリーの定義、および新しい課税根拠の下で再配分される利益の割合の適切な閾値の決定などがあります。第1の柱改定作業プログラムでは、解決策の技術的な設計とその他の実施に必要なサポートをする作業は2020年11月に完了する予定であり、これには新たな課税根拠を導入する際の障壁となり得る租税条約の変更箇所の特典などが含まれます。

第2の柱進捗ノート

GloBE提案はOECDが利害関係者のコメント用に2019年11月28日にリリースした第2の柱³の3つの設計面に関するコンサルテーション文書に記載され、OECDが主催する2019年12月9日⁴のパブリックコンサルテーションで議論されましたが、第2の柱進捗ノートはこの最新情報を提供しています。

第2の柱進捗ノートは、作業は早いペースで進んでいるものの、重要な作業が残っていることを示しています。また、包摂的枠組はこれまでに受け取ったインプットを評価し、引き続き緊密な関与を期待していると言及しています。

第2の柱進捗ノートは、包摂的枠組において引き続き議論されている次の一連の技術的および設計上の問題を特定しています。

- ▶ **所得合算ルール:** 所得合算ルールは、外国支店または被支配法人の所得に課された実効税率が最低税率を下回る場合に、その所得に課税します。GloBE提案の下で適用される実際の税率はまだ議論されていません。所得決定の基礎として金融口座を使用するケースや、税務会計と財務会計の一時的な差異に対処するためのさまざまなメカニズムについては広範な作業が進行中です。プレディングのポリシー選択は、技術的な作業を通じて特定され、パブリックコンサルテーションと今までに提出されたコメントによってサポートされています。カーブアウトのさまざまなオプションはまだ検討中ですが、この点に関して、第2の柱進捗ノートでは、BEPS 行動5に準拠した税制のカーブアウトではGloBE提案のポリシーの意図と有効性が反映されていないと述べていますが、一部の国地域は、BEPSの残された課題において第2の柱に確実に焦点を当てるために、実質ベースのカーブアウトが重要であると強調している点も認識しています。
- ▶ **Switch-overルール:** GloBE提案は、ミニマム税率より低い実効税率で課税される外国支店および外国子会社にも同様に適用されるべきです。Switch-overルールは、所得合算ルールが租税条約の下で免除されている外国支店に確実に適用されるために設計されたメカニズムです。これは、各国が租税条約で免除方法を使用することを約束した場合にのみ適用されます。たとえば、支店の所得、または外国の不動産から得られた所得について、その所得が外国で低い実効税率の対象となる場合、免税方式を停止し、税額控除方式に置き換えます。所得合算ルールの実施を容易にするため、簡単なSwitch-overルールの開発が進行中で、この開発では所得合算ルールの最終的な設計を検討する中で一貫性を確保する必要があります。
- ▶ **軽課税支払ルール:** 軽課税支払ルールは関係者への支払が最低税率以上の課税を受けなかった場合に、その支払について損金算入の否認または源泉ベースの課税(源泉徴収税を含む)をするものです。軽課税支払ルールの設計に関する多くの提案が検討されてきました。これらの提案は、複雑さ、コンプライアンスおよび管理コスト、並びに過剰な課税のリスクを制限するように設計されています。

- ▶ **Subject to taxルール:** Subject to taxルールは、源泉税または源泉でその他の税を課し、租税条約適用の適格性を調整することにより、軽課税支払ルールを補完します。まだ議論中のこの規則は、OECDモデル条約コメントリーの既存の条項に基づく可能性があります。第2の柱進捗ノートによると、対象となる支払いの範囲、最低税率テストの設計、必要な調整の範囲、デミニミス(De minimis)閾値の使用、および軽課税支払ルール対subject to taxルールの役割がさらに考慮されます。

さらに、第2の柱進捗ノートは、調整、簡素化、および国際的義務との互換性のすべての面で進行中の作業が存在することを示しています。作業部会においては(CbCRにおいて採用されている750百万ユーロ以上の収入がある企業グループを対象とする様な)閾値も検討されています。

OECDの次のステップ

第1の柱のワークプランは、2020年6月に完了する必要があります。この時までには第1の柱の合意が形成できるような解決策策定のために、重要項目の関連性と実現性について決定するための根拠となる成果が求められています。7月初旬の包摂的枠組会議では、この提案の詳細な基本設計に関する政治的合意に達することが予定されています。その他の作業プログラムについては、2020年11月までに完了させ、合意形成ベースの解決策に関する技術的な設計及びその実施をサポートするためにその成果が必要となります。

第2の柱にする重要な問題に関する作業は、GloBE提案における多くの技術的な進歩とともに進んでいます。重要な作業はまだ残っています。2020年に計画されている一連の会議で作業が続行されます。

第1と2の柱の経済分析と影響評価に関する現在進行中の作業に関して、OECDは2020年2月13日にウェブキャストを開催し、その中で提案されたアプローチの収益と投資効果に関する予備結果の提示を行うと発表しました。

今後の影響

包摂的枠組で達した合意は、BEPS 2.0プロジェクトの作業が前進し続けていることを意味します。第1の柱および第2の柱の作業の根底にある複雑な問題は、2020年を通じて包摂的枠組に参加する国地域の間で政策および技術的な議論の対象となります。声明とその付属書は、これらの柱で想定されている国際的な税制の変更は、デジタルビジネスやデジタルビジネスモデルをはるかに超える影響を持つことを強調しています。137の国地域の参加を伴う進行中のプロジェクトは、企業グループが事業を行うグローバルな税制に根本的な変化をもたらす可能性があり、企業の全体的な租税負債と国の税収の両方の点で重要な結果をもたらす可能性があります。

今後数カ月間で提案に関する進展が公表される予定ですので、企業グループは引き続きOECDの動向を注視することが肝要です。企業グループは、これらの提案のビジネスへの影響について、国家レベルおよび多国間レベルでOECDおよび政策立案者との協力を検討したいと考えるかもしれません。企業グループにおいては、声明とその付属書によりもたらされた情報について、ビジネスモデルに与える潜在的な影響を評価し、グローバルな税制の展望が企業グループにとって意味するところを認識することが重要であると考えられます。

巻末注

1. 2019年10月10日付 EY Global Tax Alert 「[The OECD takes next step on BEPS 2.0 - Proposal for a "unified approach" for additional market country tax](#)」をご参照ください。
2. 2019年11月27日付 EY Global Tax Alert 「[OECD hosts public consultation on proposed "unified approach" under Pillar One of BEPS 2.0 project](#)」をご参照ください。
3. 2019年11月8日付 EY Global Tax Alert 「[BEPS 2.0 - Pillar Two: the OECD issues consultation document on design of global minimum tax rules](#)」をご参照ください。
4. 2019年12月13日付 EY Global Tax Alert 「[OECD hosts public consultation on global anti-base erosion \(GloBE\) proposal under Pillar Two of BEPS 2.0 project](#)」をご参照ください。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

須藤 一郎	パートナー	ichiro.suto@jp.ey.com
関谷 浩一	パートナー	koichi.sekiya@jp.ey.com
野本 誠	パートナー	makoto.nomoto@jp.ey.com
森 信夫	パートナー	nobuo.mori@jp.ey.com
荒木 知	ディレクター	satoru.araki@jp.ey.com
大堀 秀樹	ディレクター	hideki.ohori@jp.ey.com
高垣 勝彦	シニアマネージャー	katsuhiko.takagaki@jp.ey.com
野々村 昌樹	マネージャー	masaki.nonomura@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。

2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@Japan_EY

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2020 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20200305

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp